

随意契約理由

令和4年(2022年)8月22日

契約担当課名	コロナ健康支援課
発注担当課名	コロナ健康支援課
契約名称	フレイル処方箋業務
契約内容	フレイル処方箋業務の委託
契約締結日 及び契約期間	令和4年9月1日 令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	一般社団法人 豊中市医師会
契約金額	1件あたり 2,500円 (税込み)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、医療機関と保健所、地域包括支援センターが連携して、介護予防に取り組む高齢者を切れ目なく支援する地域体制の構築を目的とするものである。フレイル処方箋は後期高齢者医療健康診査の特定の項目にチェックが入った高齢者に対して発行するものであり、後期高齢者医療健康診査業務の委託先が豊中市医師会であることから、豊中市医師会と随意契約を締結するもの。</p>